

## 甲府市プレミアム付商品券発行運營業務委託募集要領

### 1 趣旨

エネルギー価格や物価高騰の影響を受けている市内事業者の事業継続に向けた支援を行うとともに市民生活の下支えすることを目的に電子と紙の商品券を発行する。

また、本業務は、価格だけでなく、事業者や利用者に対する利便性のほか、他の自治体等での導入実績等を総合的に勘案する中で、的確に事業を遂行できる事業者を選定する。

### 2 概要

(1) 業 務 名：甲府市プレミアム付商品券発行運營業務

(2) 委託内容：別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間：契約締結日から令和6年3月29日まで

(4) 委託金額上限額：497,884,000円

(内訳)

プレミアム分：375,000,000円

事 務 費：122,884,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 甲府市内に本店または支店・営業所等を置く者であること

(2) 過去3年以内に自治体または商業団体等において、デジタル商品券または、デジタル地域通貨等の導入、販売に係る発行金額10億円以上の業務委託の実績を有すること

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という。）である、または暴力団員等が経営に事実上参加している、暴力団員等を雇用している、暴力団、または暴力団員等と社会的に非難される関係を有しているといった事実がないこと

(4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと

(5) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体及びこれに類する団体でないこと

(6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体でないこと

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者でないこと

(9) 告示日以降に国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと

(10) 市税の滞納がないこと

## 4 参加方法

### (1) 提出書類

	提出書類	部数	留意事項
1	参加申込書（様式1）	1部	
2	会社概要が分かるもの	8部	会社案内パンフレット等
3	商業登記簿謄本（全部事項証明書）	1部	
4	市税に未納がない証明	1部	甲府市で発行するもの
5	協力会社等調書（様式2）	1部	
6	業務実施体制確認調書（様式3）	1部	
7	誓約書（様式4）	1部	
8	他自治体での導入実績（様式5）	1部	
9	見積書	8部	任意様式とする。ただし、各項目の内訳を記載すること。
10	企画提案書	8部	任意様式とする。（締切は9/29）

### (2) 参加申込書の提出

- ア 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は必着）
- イ 提出期限 令和5年9月27日（水）午後4時まで（期間中の開庁日）
- ウ 提出場所 甲府市役所 本庁舎8階 商工課窓口

### (3) 企画提案書の提出

- ア 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は必着）
- イ 提出期限 令和5年9月29日（金）午後4時まで（期間中の開庁日）
- ウ 提出場所 甲府市役所 本庁舎8階 商工課窓口
- エ 様式等 任意様式により、8部提出すること

### (4) 必要書類の配布

- ア 必要書類は、甲府市のホームページよりダウンロードまたは提出場所にて配布する。

## 5 質問の受付及び回答

### (1) 質問方法

本要領及び仕様書に関して質問がある場合は、質問受付期間内に質問票（様式6）を作成し、電子メールで提出すること。なお、電子メール以外による質問には回答しない。

### (2) 質問の受付期間

令和5年9月19日（火）～22日（金）午後5時まで

### (3) 質問票の送付先の電子メールアドレス

[syoukous@city.kofu.lg.jp](mailto:syoukous@city.kofu.lg.jp)

電子メール送信の際は、件名及びファイル名は【(事業者名) デジタル商品券発行等業務委託質問】とすること。

#### (4) 回答の方法

質問者名を伏せ、質問内容及び回答を令和5年9月25日(月)に甲府市ホームページに掲載する。

### 6 スケジュール

1	令和5年 9月19日(火)	告示(公募開始)
2	令和5年 9月19日(火)～ 令和5年 9月22日(金)午後5時	質問の受付期間
3	令和5年 9月25日(月)	質問への回答
4	令和5年 9月27日(水)午後4時	参加申込書提出締切
5	令和5年 9月29日(金)午後4時	企画提案書提出締切
6	令和5年10月 2日(月)	第1次審査(書類審査)
7	令和5年10月 3日(火)	第1次審査結果通知
8	令和5年10月 6日(金)	第2次審査 (プレゼンテーション審査)
9	令和5年10月10日(火)	第2次審査結果通知
10	令和5年10月中旬	契約に向けた打合せ
11	令和5年10月中旬	契約

### 7 選定方法及び審査

#### (1) 選定方法

ア 選定にあたっては、参加者(企画提案者)から提出された書類等により「甲府市プレミアム付商品券発行運營業務事業者選考審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、本市が企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も点数の高い者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。

イ 企画提案書の見積額は、委託金額上限額の範囲内であること。

ウ 順位が1位の参加者の得点が、全体の60%未満の場合は、事業者を選定しない。

エ 最高得点を獲得した参加者が、2者以上あった場合は、価格以外の評価項目が上位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、抽選により優先交渉権者を決定する。

#### (2) 審査

審査は、非公開とし第1次審査及び第2次審査を行う。

##### ア 第1次審査

第1次審査は、提出書類に基づく書類審査とし、上位3者までを第2次審査の対象として、第1次審査の結果を電子メールにより通知する。

##### イ 第2次審査

第2次審査は、提出された企画提案書に沿ったプレゼンテーション審査により、企画提案書の内容を審査委員に説明し、審査委員の質問に答える形式で実施する。

なお、提案する内容は、見積書の金額による範囲のものとし、委託業務費の追加となるものは含めてはならない。

ウ プレゼンテーション審査の参加者等

プレゼンテーション審査には、本事業受託の責任者となる者が必ず参加し、プレゼンテーションの補助者を含めて3名以内とすること。また、時間配分は、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度の計30分とする。

なお、プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

エ 審査時における機材等

プレゼンテーション審査の実施にあたり、スクリーン及びプロジェクター（HDMIまたはVGA入力）は甲府市で準備するが、その他の必要な機材（パソコン等）は持参すること。

8 提案内容の評価基準

事業者の選定にあたり、次のとおり、評価項目を設定し、審査を実施する。

評価項目	審査の着眼点	配点
システムの利便性・操作性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が使いやすいシステムか。</li> <li>・登録店舗が容易にシステムを理解でき、操作できるか。</li> </ul>	20点
業務運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者からの問い合わせに対して、効果的な対応を可能としているか。</li> <li>・本業務の実施にあたり、必要なノウハウやスキル等を有する担当者が適切に配置されているか。</li> <li>・的確な業務遂行の実現が可能な体制となっているか。</li> </ul>	30点
事業周知・PR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や事業者に対して広く事業を周知できる広報手段か。</li> </ul>	15点
参加店舗開拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な店舗開拓手段か。</li> </ul>	20点
他自治体での導入実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務の受注実績はあるか。</li> </ul>	10点
価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格の評価基準のとおり</li> </ul>	5点

評価方法

評価	判断基準	採点方法
5	特に優れている	各項目の配点×1.00
4	優れている	各項目の配点×0.80
3	平均的な内容である	各項目の配点×0.60
2	内容が乏しい	各項目の配点×0.40
1	内容が著しく乏しい	各項目の配点×0.20

## 価格の評価基準

提出された見積書の事務費に相当する金額を、次の計算式に当てはめて算出し、点数が5点以上の場合は一律5点とする。

$$\text{「価格点」} = \left[ \frac{122,884,000 \text{ 円} - \text{見積書上の事務費の額}}{12,288,400 \text{ 円}} \right] \times 5 \text{ 点}$$

## 9 その他

- (1) 本プロポーザルに関する提出書類は返却しない。
- (2) 本プロポーザルにおいて、虚偽の提案を行った者は失格とする。
- (3) 本プロポーザルで収集した情報を本業務以外で使用することを禁止する。
- (4) 本プロポーザル参加者は参加申込書（様式1）の提出をもって、本要領記載内容を全て承諾したものとみなす。
- (5) 本プロポーザルに関する経費については、すべて参加者の負担とする。
- (6) 本プロポーザル参加中に参加資格を満たさなくなった者は失格とする。

## 10 問い合わせ先

甲府市 産業部 商工観光室 商工課（担当：矢崎・市川）

〒400-8585

山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号

甲府市役所本庁舎8階

電話番号 055-237-5695（直通）

FAX 055-227-8065

電子メールアドレス syoukous@city.kofu.lg.jp